

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域課題の解決、市内事業者の生産性向上、地域の魅力の向上又は新たな価値の創造を図るため、事業者、教育・研究機関その他の団体が有するデジタル技術及び知見を活用し、本市を実証フィールドとして行う実証事業を支援する半田市デジタル技術実証サポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「実証事業」とは、地域課題の解決、市内事業者の生産性向上、地域の魅力の向上又は新たな価値の創造を目的として、AI、IoT その他これらに類するデジタル技術（以下「デジタル技術等」という。）を期間限定で導入し、あらかじめ設定した仮説及び効果測定に基づき、その有効性、課題、費用対効果及び横展開可能性を検証する取組をいう。

2 この要綱において「市税等」とは、本市が賦課する市税並びに本市が徴収する介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる実証事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) デジタル技術等を活用し、本市の地域課題の解決、市内事業者の生産性向上、地域の魅力の向上又は新たな価値の創造に資する事業であること。
- (2) 本市を実証フィールドとして実施する事業であること。
- (3) 実証の目的、内容、実施方法、実施体制、実施期間、検証項目及び効果測定の方法等が具体的に定められていること。
- (4) 実証結果を踏まえ、本市における社会実装若しくは事業化又は他地域への展開が見込まれる事業であること。
- (5) 企業秘密、個人情報その他公表することが適当でない情報を除き、実証により得られた成果及び課題を整理し、市が行う成果の公表その他の普及啓発に協力できる事業であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本店、事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (2) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育及び研究機関
- (3) 市内に事務所又は事業所を有し、市内で事業を営む適格請求書発行事業者の登録を受けた個人事業者
- (4) その他市長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 国税、本市以外の地方公共団体が賦課する地方税又は市税等を滞納している者
- (2) 半田市暴力団排除条例（平成 23 年半田市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者
- (4) その他市長が補助対象者として不適当と認める者

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

- 2 同一の支出について、国又は地方公共団体から補助金、助成金その他これらに類する交付金（以下「他の補助金等」という。）の交付決定を受けた場合は、当該支出の額から、当該支出を算定の基礎として交付される他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。ただし、当該控除後の額が 0 円以下となる場合は、当該支出を補助対象経費としない。
- 3 補助対象者は、他の補助金等を申請したときは、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。当該申請について交付又は不交付の決定を受けたときも、同様とする。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、100 万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、同一年度に 1 回を限度とする。

（公募）

第 7 条 市長は、補助金の交付を受けようとする者を公募するものとする。

- 2 公募の期間、方法、審査基準その他公募に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、前条の公募期間内に、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付申請書（様式第 1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、公募において定めた審査基準に基づきその内容を審査し、予算の範囲内において、補助金の交付又は不交付を決定し、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付決定通知書（様式

第2) 又は半田市デジタル技術実証サポート事業補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ半田市デジタル技術実証サポート事業補助金変更等承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない軽微な変更であって、補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請を承認し、又は承認しないことを決定したときは、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第5）により、補助事業者には通知するものとする。
- 3 前項の規定により補助事業の変更を承認する場合において、変更後の補助金交付決定額は、変更前の補助金交付決定額を超えないものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の市長が別に定める日のいずれか早い日までに、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金実績報告書（様式第6）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金額確定通知書（様式第7）により、補助事業者には通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する補助金の額は、実績に基づき第6条の規定により算出した額又は交付決定額のいずれか低い額とする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定した後に、補助事業者が第5条第2項に規定する他の補助金等の交付決定を受けたことにより、当該確定額を変更する必要があるときは、第5条第2項、第6条及び前項の規定により補助金の額を改めて確定し、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金額変更確定通知書（様式第7の2）により、補助事業者には通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

- 第 13 条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金請求書（様式第 8）を市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定による概算払を受けている場合において、当該概算払の額が補助金の確定額以上であるときは、当該請求書の提出を要しない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金の確定額（次条の規定による概算払を受けている場合にあつては、当該確定額から当該概算払の額を控除した額）を速やかに交付するものとする。

（概算払）

- 第 14 条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金請求書（様式第 8）を市長に提出しなければならない。

（検査等）

- 第 15 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示をし、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその状況を検査することができる。

（交付決定の取消し）

- 第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 法令、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (4) 正当な理由なく第 11 条に定める期日までに実績報告書を提出しないとき。
 - (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、第 10 条第 1 項の規定により補助事業の廃止を承認したときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部を取り消すものとする。
- 3 市長は、前 2 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 17 条 市長は、既に交付した補助金（第 14 条の規定による概算払により交付したものを含む。）の額が、第 12 条第 1 項の規定により確定した額（同条第 3 項の規定により補助金の額を改めて確定した場合にあつては、当該改めて確定した額）を超えるときは、期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。この場合において、同項の規定による補助金の額の再確定に伴う返還命令は、様式第 7 の 2 により行うものとする。

- 2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その取消しに係る額の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 19 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	補助対象経費
報償費	外部専門家等への謝礼その他補助事業への協力に対する謝礼に要する経費
消耗品費	補助事業の実施に必要な物品（取得価格が 3 万円未満のものに限る。）の購入に要する経費
使用料及び賃借料	補助事業の実施に必要な機器、器具、ソフトウェア、クラウドサービス、施設又は土地の使用又は賃借に要する経費
開発・委託費	補助事業の実施に必要な製品、サービス、システム又はソフトウェアの開発若しくは改修又は業務の委託に要する経費
通信運搬費	補助事業の実施に必要な物品の運搬、郵送又はデータ通信に要する経費
広報活動費	補助事業の実施又は成果の周知に必要な広告宣伝、印刷又は Web ページの作成に要する経費
旅費	補助事業の実施に必要な交通費及び宿泊費。ただし、半田市職員旅費支給条例及び同施行規則に準じた範囲に限る。
その他諸経費	前各項に掲げるもののほか、補助事業の実施に必要であり、当該補助事業のために使用されることが特定及び確認できる経費で、市長が適当と認めるもの

備考

- 1 補助対象経費は、交付決定の日から補助事業の完了の日までに発生し、かつ、支払が完了した経費であって、証拠書類により金額及び用途を確認できるものに限る。
- 2 機械器具、備品その他の財産の取得に要する経費（消耗品費に該当するものを除く。）は、補助対象としない。

- 3 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めない。
- 4 人件費は、補助対象としない。

年 月 日

半田市長 様

住所又は所在地：

市内事務所・事業所所在地（該当する場合）：

氏名又は団体名：

適格請求書発行事業者登録番号（個人事業者のみ）：

代表者の職・氏名：

連絡先：

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付申請書

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名	
2 補助事業の実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3 補助対象経費	金 円
4 補助金交付申請額	金 円
5 他の補助金等の申請等	有 ・ 無 ※有の場合は、交付主体、補助金名、申請状況、対象経費、申請額又は決定額がわかる資料を添付してください。

添付書類

- ☐ 補助事業計画書
- ☐ 収支予算書
- ☐ 他の補助金等を申請中又は交付決定済みの場合、その交付主体、補助金等の名称、対象経費、申請額又は決定額が分かる資料
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【誓約及び同意】

私は、補助金の交付申請に当たり、次の事項を誓約し、及び同意します。

- 1 この申請書及び添付書類の記載内容に虚偽がないこと。
- 2 半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- 3 補助金の交付審査その他この補助金に関する事務のため、市長が必要と認めるときは、申請者の市税等の納付状況について、市が保有する公簿等により調査することに同意すること。
- 4 誓約した内容に虚偽があった場合は、補助金の交付決定の取消しその他市長が行う措置に従うこと。

上記の内容について、誓約し、及び同意します。

申請者署名

補助事業計画書

※各欄は要点を簡潔に記載してください。必要に応じて資料を添付することができます。

1 申請者の概要

氏名又は団体名			
所在地			
代表者の職・氏名			
主な事業・活動内容			
担当者	氏名：	電話：	メール：

2 補助事業の概要

補助事業名			
実施場所			
実施期間	令和	年	月
	日から令和	年	月
	日まで		
活用するデジタル技術等	例：AI、IoT、データ分析、クラウドサービス等		

3 地域課題と実証内容

解決したい地域課題・生産性向上等の課題	課題の内容と、誰がどのように困っているかを記載してください。
実証の目的	この実証によって何を明らかにし、何を実現したいかを記載してください。
実証の内容・方法	デジタル技術等をどのように活用し、何をどのような手順で試すかを記載してください。
補助事業の目的との関係	この実証が、地域課題の解決、市内事業者の生産性向上、地域の魅力の向上又は新たな価値の創造にどのように資するかを記載してください。

4 実施体制・スケジュール

実施体制	責任者、担当者、協力者・関係機関等と、それぞれの役割を記載してください。
実施スケジュール	準備、実証、効果測定、成果整理の予定を時系列で記載してください。

5 効果の検証

検証する項目	実証前の状況	目標	測定方法

記載例：利用者数、作業時間、処理件数、満足度、地域への波及効果など

6 実証後の展開と成果の共有

実証後の展開	社会実装、事業化、継続実施又は他地域への展開について、現時点の考えを記載してください。
成果の共有	市による成果公表、事例紹介、成果発表会等に協力できる内容を記載してください。
公表できない情報	企業秘密、個人情報等、公表できない情報がある場合は、その内容と理由を記載してください。

7 個人情報・情報セキュリティの確認（該当するものすべてに✓をしてください。）

- ☐ 個人情報を取り扱わない。
- ☐ 個人情報を取り扱うため、利用目的、管理方法、保存期間及び廃棄方法を整理している。
- ☐ クラウドサービス等を利用する場合、アクセス権限、データの保存場所及び安全管理を確認している。
- ☐ 外部事業者に委託する場合、秘密保持、再委託、事故発生時の対応等を確認している。

補足事項：

年 月 日

様

半田市長

印

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市デジタル技術実証サポート事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助金は、上記補助事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付要綱及びこの通知に付した条件を遵守すること。
- (3) その他

年 月 日

様

半田市長

印

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市デジタル技術実証サポート事業補助金については、不交付と決定しましたので通知します。

記

1 補助事業名

2 不交付の理由

年 月 日

半田市長 様

住所又は所在地：

市内事務所・事業所所在地（該当する場合）：

氏名又は団体名：

適格請求書発行事業者登録番号（個人事業者のみ）：

代表者の職・氏名：

連絡先：

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付で交付決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり変更・中止・廃止したいので、承認を申請します。

記

1 補助事業名	
2 変更等の区分	変更 ・ 中止 ・ 廃止
3 変更等の内容	
4 変更等の理由	
5 変更後の補助対象経費（変更の場合）	金 円
6 変更後の補助金交付申請額（変更の場合） ※変更前の補助金交付決定額を上限とする。	金 円

添付書類 変更等の内容を確認できる補助事業計画書、収支予算書その他の関係書類

年 月 日

様

半田市長

印

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業の変更・中止・廃止については、下記のとおり承認・不承認としましたので通知します。

記

1 補助事業名：

2 決定区分： 承認 ・ 不承認

3 承認内容又は不承認の理由：

4 変更後の補助金交付決定額（変更を承認する場合）： 金 円

半田市長 様

住所又は所在地：
市内事務所・事業所所在地（該当する場合）：

氏名又は団体名：
適格請求書発行事業者登録番号（個人事業者のみ）：

代表者の職・氏名：
連絡先：

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名	
2 補助事業の実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3 補助金交付決定額	金 円
4 実績に基づく補助対象経費	金 円
5 実績に基づく補助金額	金 円
6 概算払受領額	金 円

添付書類

- ☐ 事業実績書
- ☐ 収支決算書
- ☐ 補助対象経費の支払を証する書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

半田市長

印

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました半田市デジタル技術実証サポート事業補助金については、下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

1	補助事業名		
2	補助金交付決定額	金	円
3	補助金確定額	金	円
4	概算払済額	金	円
5	差引請求額又は返還額	金	円

年 月 日

様

半田市長

印

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金額変更確定通知書

年 月 日付けで補助金の額を確定した半田市デジタル技術実証サポート事業補助金について、半田市デジタル技術実証サポート事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり補助金の額を改めて確定しましたので通知します。

なお、返還額がある場合は、同要綱第 17 条第 1 項の規定により、当該返還額を返還期限までに返還することを命じます。

記

1 補助事業名		
2 補助金交付決定額	金	円
3 変更前の補助金確定額	金	円
4 変更後の補助金確定額	金	円
5 変更額（変更前確定額－変更後確定額）	金	円
6 変更理由		
7 既交付額（概算払額を含む）	金	円
8 返還額（既交付額が変更後の補助金額を超える場合の差額）	金	円
9 返還期限	年 月 日	
10 返還方法	別途交付する納付書による。	

※返還額が 0 円の場合は、返還期限及び返還方法の記載を要しない。

年 月 日

半田市長 様

住所又は所在地：
市内事務所・事業所所在地（該当する場合）：

氏名又は団体名：
適格請求書発行事業者登録番号（個人事業者のみ）：

代表者の職・氏名：
連絡先：

半田市デジタル技術実証サポート事業補助金請求書

年 月 日付けで交付決定又は額の確定の通知を受けた半田市デジタル技術実証サポート事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求区分 精算払 ・ 概算払

2 補助事業名

3 請求額 金 円

4 振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・出張所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
口座番号	
（フリガナ）	
口座名義人	

※振込口座は、原則として申請者名義の口座としてください。補助事業者と異なる名義の口座を指定する場合は、委任状その他市長が必要と認める書類を添付してください。